c　要介護3	776単位
d　要介護4	843単位
e　要介護5	910単位
(2)　ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費	
(一)　ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
a　要介護1	730単位
b　要介護2	795単位
c　要介護3	866単位
d　要介護4	931単位
e　要介護5	995単位
(二)　ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
a　要介護1	730単位
b　要介護2	795単位
c　要介護3	866単位
d　要介護4	931単位
e　要介護5	995単位
注1～12　（略）	
13　認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。	
14～18　（略）	
ハ～ラ　（略）	
2～4　（略）	

（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第1条第1項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付の一部改正）

第七条　介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第1条第1項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付（平成十一年厚生省告示第五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～七　（略）	一～七　（略）
八　別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）及び指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）並びに指定事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。）により行われる当該指定に係る第一号訪問事業（介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業をいう。）に係る介護の給付	八　別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）、指定介護予防訪問介護（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第二条第二号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）及び指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）並びに指定事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。）により行われる当該指定に係る第一号訪問事業（介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業をいう。）に係る介護の給付